

広島国際学院高等学校 同窓会 奨学金規定

第1章 総則

(奨学生の資格)

第1条

本会の奨学生となるものは、広島国際学院高等学校（以下、「母校」という）に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ健康であり、学費の支弁が困難と認められる者。また、母校卒業後に同窓会活動へ積極的に参加すること。

(奨学金の給付期間および金額)

第2条

奨学金を給付する期間は、原則3年間とする。期間中に給付する奨学金の額は、次の通りとする。

月額 8,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生志願書および奨学生推薦書の提出)

第3条

- 一 奨学生志願者は、奨学生志願書を担任に提出しなければならない。
- 二 担任は、前条の規定により奨学生志願書を受理したときは奨学生推薦書を添えて、同窓会奨学生選考委員会に推薦する

(奨学金の採用)

第4条

奨学生の採用は、同窓会奨学生選考委員会の選考を経て、会長が奨学生の採用を決定する。

(奨学金の給付)

第5条

奨学金は、本会指定日に支給する。

(異動届出)

第6条

奨学生は次の号の一に該当する場合は、直ちに同窓会事務局に届け出なければならない。

1. 休学、復学、転学または退学したとき。
2. 停学その他の処分を受けたとき。
3. 本人及び保証人の身分、住所その他重要事項の変更

(奨学金の休止および停止)

第7条

- 一 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。
- 二 奨学生の学業または性行などの状況により補導上必要があると認めたとき、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第8条

前条の規程により奨学金の給付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第9条

奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の給付を廃止する。

1. 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
2. 学業成績または操行が不良となったとき
3. 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
4. 前各号のほかに、奨学生として適当でない事実があったとき。
5. 母校で処分を受け学籍を失ったとき。
6. その他、第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学生の辞退)

第10条

奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(修学状況の報告)

第11条

奨学生が在籍する担任は、学期末において、当該奨学生の修学状況を別に定める様式により奨学生選考委員会へ報告しなければならない。

附則

1. この規程は、令和2年4月1日から実施する。